

令和3年度東京都行政書士会練馬支部定時総会議案書

令和3年4月23日(金)
於 練馬区役所本庁舎
20階交流会場

議 案

- 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和2年度決算報告(監査報告を含む)承認の件
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和3年度予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部細則改定の件
- 第6号議案 支部長・役員選任の件
- 第7号議案 支部代議員選任の件
- 第8号議案 その他の件

令和2年度 総務部 事業報告

総務部長 林 広太郎

- 令和2年度 東京都行政書士会 練馬支部 定時総会
日時: 4月25日(金)
場所: 当支部支部長事務所 参加者5名 委任状出席139名 合計144名

- 練馬支部懇親会

コロナ禍のため中止見送り

- 東京都行政書士会主催ソフトボール大会

コロナ禍のため中止見送り

- 令和3年 東京都行政書士会練馬支部 新年会開催

コロナ禍のため中止見送り

- 役員会開催 8月4日、10月5日、12月1日、2月5日、3月16日、4月13日に開催(計6回)

- 暮らしと事業の手続き相談
練馬区役所(毎月第一火曜日) 開催 計9回
石神井庁舎(毎月第三月曜日) 開催 計8回

- 総務部会開催 12月、4月(計2回)

第1号議案

令和2年度研修部活動報告

研修部長 山崎八九生

●研修会

令和2年中及び3年3月4日に予定していた計4回の研修会は、何れも新型コロナウイルスの影響で全て中止の止むなきにいたりしました。

●部会

各研修会に合わせ5回予定しておりましたが、研修会の中止の影響にて都合3回のみ行いました。

(1回目)

日 時：令和2年6月18日（木）午後5時

場 所：ココネリ3F「談話室」

参加者：研修部6名全員

目 的：初級研修会（9月30日予定、後日中止）についての打ち合わせ

(2回目)

日 時：令和2年10月13日（火）午後5時

場 所：ココネリ3F「談話室」

参加者：研修部6名全員

目 的：令和3年2～3月予定の一般研修（後日中止）の内容と講師について討議

(3回目)

日 時：令和3年3月18日（木）午後5時

場 所：練馬区役所本庁舎20階「展望レストラン」

参加者：研修部6名全員＋林崎先生（講師）

目 的：リモート研修会実施についての勉強会

令和2年度広報部事業報告

広報部長 上田 節子

●練馬支部サイト

- ・支部会員向け、及び、一般向けに情報通知
- ・支部会員への名簿掲載作業、及び支部サイトの定期点検並びに管理の徹底。
- ・HP 管理会社と契約内容の確認

●メールマガジン（支部会員向け）発行

- ・9月29日・10月2日・11月2日・1月1日・3月4、5、8、17日

●支部会報誌『Pegasus』発行

令和2年9月29日、『Pegasus』第34号

※支部ホームページに『Pegasus』拡大版掲載

●その他の活動内容

令和2年

- 7月21日（火）メルマガ作成部会
- 8月27日（木）広報部会
- 9月29日（火）『Pegasus』第34号発送作業
- 11月1日（日）空家セミナー写真撮影
- 12月14日（月）広報部会

令和3年

- 3月15日（月）練馬支部会員名簿作成
- 3月22日（月）広報部会

第1号議案

令和2年度 社会事業部 事業報告

社会事業部長 津嶋 健

●暮らしと事業の手続き相談

第1回 日程：令和2年5月19日（火）

場 所：区役所1階アトリウム （新型コロナ感染拡大のため要請を受け中止）

第2回 日程：令和2年7月17日（金）11時～16時30分

場 所：光が丘区民センター2階通路

件 数：相談11件

第3回 日程：令和2年9月18日（金）

場 所：石神井庁舎1階入り口 （新型コロナ感染拡大のため要請を受け中止）

第4回 日程：令和2年10月23日（金）11時～16時30分

場 所：光が丘区民センター2階通路

件 数：相談9件

●相続・遺言の無料講演会・相談会

第1回 日程：令和2年6月19日（金）

はつらつセンター光が丘 （新型コロナ感染拡大のため要請を受け中止）

第2回 日程：令和2年10月29日（木）14時～16時30分

場 所：はつらつセンター豊玉

件 数：受講者25名、相談者4名

第3回 日程：令和2年11月20日（金）14時～16時30分

場 所：石神井庁舎5階会議室

件 数：受講者21名、相談者13名

第4回 日程：令和2年12月18日（金）14時～16時30分

場 所：はつらつセンター光が丘

件 数：受講者10名、相談者3名

第5回 日程：令和3年2月下旬予定

場 所：はつらつセンター関 （新型コロナ感染拡大のため要請を受け中止）

●部会等

年度内に予定されていた部会は全て、コロナ感染予防のため中止。

令和2年度 暴力団等排除対策委員会 事業報告

暴力団等排除対策委員長 三上 陽三ゲオルク

令和2年度はコロナ感染拡大対策に伴う規制のため、先方からの要望もあり通例の研修会を開催することができませんでした。

●9月10日 東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会全体会議出席(出席者：時田)

●10月28日 第1回委員会開催(出席者：三上、時田、岡部、橋本支部長)

※他の活動はメールや電話にてやり取り

※練馬警察担当官とも電話にて数次にわたり連絡も緊急事態宣言およびその延長により

令和2年度は中止とし、令和3年度の担当警察署はそのままスライドで練馬警察署の予定

●法教育講演会

日 程：令和3年2月22日（土）

場 所：区立南大泉図書館

テーマ：終活講座「安心した老後のために～法律事情から2000万円問題まで」

対 象：図書館利用者の一般市民

講演者：植松委員長、田久保会員

●法教育の周知を図るためアプローチ

内 容：小中学生向け法教育講演会実施について

場 所：区立南大泉図書館

日 程：令和2年9月24日

●東京会法教育担当者連絡会議

日 程：12月3日

出 席：竹山委員（植松委員長は東京会法教育推進特別委員として参加）

●委員会開催

日程：令和3年3月30日（計1回）

以上

令和2年度 空家対策推進委員会 事業報告

空家対策推進委員会委員長 津田 陽一

●東京会空家対策特別委員会主催、練馬支部共催、練馬区後援「空き家セミナー・相談会」の活動報告

令和2年7月20日 練馬区環境課美化推進係で開催について打ち合わせ。

出席者 津田、石井

10月8日 シルバー人材センターでチラシ配布について打ち合わせ。

出席者 津田、

10月13日 練馬区施設へのポスター掲示、チラシ配布について環境課美化推進係で打ち合わせ。

出席者 津田、石井、二階堂

11月1日 「空き家セミナー・個別相談会」を練馬区役所アトリウム地下多目的会議室で開催。

出席者 津田（実行委員長）、石井（司会、講演講師）柴崎（受付）、二階堂（参加者誘導）

橋本支部長（閉会挨拶）、遠藤（広報部取材）

参加者数 44名 個別相談件数 5件

●みどりのまちづくりセンター空き家活用相談会へ出席

令和2年12月19日 場所 NPO 法人自然工房めばえ 出席者 津田 相談件数0件

●委員会の開催

令和2年8月7日 今年度の活動、11月1日の「空き家セミナー・相談会」について等。

9月24日 11月1日開催の「空き家セミナー・相談会」の事前打合せ。

令和3年3月16日 今年度の反省、次年度の活動内容等について。

いずれも出席者 津田、石井、柴崎、二階堂

●東京会の各支部担当者会議へ出席、令和2年9月9日開催 出席者 津田、石井

東京都空き家利活用等普及啓発相談事業の説明、今後の取り組みについて、意見交換等。

なお、新型コロナウイルス感染防止の為、練馬区主催のセミナー、相談会はすべて中止。

第2号議案

令和2年度 決算報告書(自令和2年4月1日～至令和3年3月31日)

収入の部 (単位:円)			
	項目	金額	備考
1	本部交付金	1,690,800	前期交付金829,800円 後期交付金861,000円
2	本部助成交付金	425,000	支部活動補助費用240,000円法教育助成金30,000円 空家対策助成金20,000円 広報月間助成金25,000円 金融機関対応支部助成金30,000円 広報部コロナ助成金30,000円 市民相談センターコロナ助成金30,000円 ICT補助金20,000円
3	支部会費収入	1,410,000	6,000円×191人=1,146,000円 前年度分遅延入金等264,000円
4	懇親会収入	0	懇親会等全て中止としたため
5	研修会収入	0	研修会等全て中止としたため
6	雑収入	6,025	講師派遣謝金 普通預金利息
	合計	3,531,825	
支出の部 (単位:円)			
	項目	金額	備考
1	総会費(総務部)	0	会場等を借りなかったため費用の支出なし
2	会議費(総務部)	397,800	代議員東京会総会書面決議費用 支部役員会開催費 総務部会開催費等
3	懇親会費(総務部)	0	支部懇親会等開催しなかったため費用の支出なし
4	交通費(総務部)	99,000	練馬区暮らしと事業の事務相談員交通費 区役所・石神井庁舎33名分
5	通信費(総務部)	51,954	支部総会 新年会(中止)に関する案内はがき代等
6	東京会ソフトボール大会費(総務部)	50,000	東京会主催ソフトボール大会他出場準備費(練習用グラウンド代、用具費等)
7	消耗品費・雑費(総務部)	23,653	事務用品代 振込手数料等
8	支部長事務所経費(総務部)	36,000	支部長通信事務作業費(3,000円×12か月)
9	渉外費(総務部)	30,840	商工会議所年会費等
10	研修費(研修部)	57,000	部員交通費
11	広報・IT費(広報部)	249,225	支部会報「ベガサス」発行費 支部サイト維持管理費 メルマガ作業費 取材交通費等
12	社会事業費(社会事業部)	193,434	講演会・無料相談会開催費用 相談員交通費等
13	暴排対策費(暴排委員会)	12,000	委員交通費
14	法教育費(法教育推進委員会)	41,000	法教育講演会開催費 委員交通費等
15	空家対策費(空家対策推進委員会)	51,000	空家対策セミナー・相談会出席交通費等
16	会計業務費(会計部)	81,883	支部会計決算業務費 支部会費・未納会費請求業務費等
17	支部長候補者選考会費	9,000	出席委員分交通費(役員会と同日に開催したため役員以外の委員分のみ計上)
18	慶弔費	0	慶弔金
19	予備費	0	支部活動にかかわる予備費用
	合計	1,383,789	
	収支差額	2,148,036	収入の部合計(3,531,825)－支出の部合計(1,383,789)
	前年度繰越金	4,634,446	みずほ銀行(3,125,403)＋ゆうちょ銀行(1,509,043)
	次年度繰越金	6,782,482	みずほ銀行(3,863,892)＋ゆうちょ銀行(2,918,590)

貸借対照表（令和3年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
普通預金（みずほ銀行）	3,863,892	令和3年度分支部会費	1,146,000
会費納入用口座（ゆうちょ銀行）	2,918,590		
現金	0	次年度繰越金（正味財産）	5,636,482
合計	6,782,482	合計	6,782,482

上記のとおり、決算報告します。

令和3年4月9日

東京都行政書士会練馬支部

支 部 長 橋本 敏浩

副支部長 倉本 辰也

同（会計担当）榎本 晃

会計部長 柴崎 理佳

以上の決算報告について監査の結果、適正であることを認めます。

令和3年4月9日

東京都行政書士会練馬支部

監査 古屋 亨

印影略

同 今井 崇雄

印影略

令和2年度 総務部 事業計画（案）

総務部長 林 広太郎

●活動方針

支部会員相互の融和懇親、円滑な支部運営への寄与を目標として活動しています。

●東京都行政書士会練馬支部 定時総会開催

日時：4月23日(金)

場所：練馬区役所本庁舎20階交流会場

●支部懇親会 開催時期内容については未定

※詳細は令和3年度の総務部会によって決定していきたいと思ひます。

●東京都行政書士会ソフトボール大会参加

時期未定

随時練習・練習試合を開催予定

●支部新年会 行政書士会練馬支部、東京行政書士政治連盟練馬支部新年会を開催予定

日時：令和4年1月下旬予定

場所：練馬区役所 地下多目的会議室を予定

●支部役員会 年6回 5, 8, 12, 2, 3, 4月を予定

上記の他、必要に応じて臨時役員会を設置する予定です。

●総務部会 年5回程度の部会を開催予定。

その他、必要に応じて作業部会を開催の予定。

●70周年記念事業準備 当支部70周年記念事業企画委員会立ち上げ等の準備

第3号議案

令和3年度 研修部事業計画 (案)

研修部長 山崎八九生

<活動計画>

研修部主催の研修会は年に4回（新人、初級、一般×2）を下記の日程で計画。
尚、会場は密状態を避けるため、「交流会場」に代えて「多目的会議室」の使用を原則とする。

- 初級研修会：令和3年8月頃
- 新人研修会（1回目）：令和3年10月頃
- 一般研修会：令和3年11月下旬～12月上旬
- 一般研修会（2回目）：令和4年2月下旬～3月上旬
- 研修部部会：上記年4回の研修会についての部会を各研修会前後に5回予定

<基本方針>

- 新人研修会：登録3年未満の練馬支部会員を対象とし、練馬支部の各部と役員（部員を含む）の紹介と、研修会後の懇親会を通じることで先輩行政書士との交流を図る。
- 初級研修会：原則練馬支部会員の中から講師を選び、基礎的な内容や業務上の注意事項を講義。「行政書士とうきょう」を通じて他支部にも公開
- 一般研修会：原則外部の講師（行政書士に限らず）を招いてのスキルアップを目的とする。
1回目：東京会所属会員から講師を選び、業務を縦方向に深化させる内容を目指す。
2回目：他士業（公証人を含む）の講師による業務内容の拡充（横方向）を目指す。
いずれも「行政書士とうきょう」を通じて他支部にも公開。

令和3年度広報部事業計画（案）

広報部長 上田 節子

基本方針：広報部は、対外的に支部活動をPRすると共に、支部会員に向けては、より多くの交流の輪を広げていける広報活動を目指して参ります。

●支部会報誌『Pegasus』

7月下旬～8月初旬発行予定（年1回発行）

内容：総会の結果報告、支部活動（研修会及び年間行事）、会員紹介など

※今後は、紙媒体から、WEB媒体への転換を検討。HPにおいて掲載。

●支部サイトの保守・更新・調整・編集

（1）支部会員向け 研修会、支部総会、その他会員への連絡事項等の掲載

（2）区民向け 講演会・無料相談会などの情報の掲載

内容：支部サイトへの会員名簿の掲載

：支部サイトのワードプレス作業の相談機関

：東京会本部からの会員向けの情報機関の役割

：支部サイトの内容点検作業・検索エンジンの調査研究など

●メールマガジン（支部から会員への情報通信）

メールマガジンの内容の充実（随時発行）

●その他の活動

（1）広報部会開催（年3回予定）

（2）写真を中心とした取材活動、記事の取りまとめや編集活動

（会報誌『Pegasus』及びメールマガジン掲載のため）

（3）区役所他向け支部会員名簿作成

（4）練馬区役所、石神井庁舎、ココネリ他、関係各所への挨拶、名簿・ポスター配布

（5）練馬区役所 練馬区総合インフォメーション電子掲示広告設置

<活動方針>

街頭無料相談会（暮らしと事業の手続き相談）、相続・遺言の無料講演会・相談会の開催を通じて区民へ法的サービスを提供するとともに、行政書士の業務のアピール並びに相談スキルの向上を図るべく効率的な活動をします。昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大等により相談会を中止せざるを得なくなる場合には、区と連携を取って対処していきます。

<活動計画>

●暮らしと事業の手続き相談

第1回 日程：令和3年5月13日（木）11時～16時30分

場 所：区役所1階アトリウム

第2回 日程：令和3年7月16日（金）11時～16時30分

場 所：光が丘区民センター2階通路

第3回 日程：令和3年9月17日（金）11時～16時30分

場 所：石神井庁舎1階入り口（予定）

第4回 日程：令和3年10月22日（金）11時～16時30分

場 所：光が丘区民センター2階通路（行政書士広報月間イベント）

●相続・遺言の無料講演会・相談会

第1回 令和3年6月中旬、はつらつセンター光が丘を予定

第2回 令和3年8月下旬、はつらつセンター豊玉を予定

第3回 令和3年11月中旬、石神井庁舎5階会議室を予定

第4回 令和3年12月中旬、はつらつセンター光が丘を予定（ヒルフェとの連携相談会）

第5回 令和4年2月下旬、はつらつセンター関を予定

●「暮らしと事業の手続き相談」相談員選定

2月下旬に選定会議を予定

●部 会

第1回 4月下旬を予定

第2回 11月初旬を予定

第3号議案

令和3年度 暴力団等排除対策委員会 事業計画(案)

<活動方針>

暴排委員会は、支部会員が円滑な事務所運営を維持するため、暴力団等の不当要求に対処する術を、警察署などとの連携を軸にサポートすることを目指し活動いたします。

<活動計画>

- 練馬区内の3ヶ所ある所轄のうちの1ヶ所で、より地域性を鑑みた研修会を開催する。

今年度は練馬警察署（昨年度は緊急事態宣言により中止のため順延）の予定。

同時に警察関連の行政書士業務の研修も行う。

- 暴追都民センター主催の都民暴追大会への参加。

- 本会で開催される暴排全体会議への出席。

- 支部会員への不当要求防止責任者講習会参加およびグリーンカード取得の推進。

- 他支部との情報交換を目的とした交流、研修会への参加。

- 上記を目的とした委員会の開催。

令和3年度 法教育推進委員会 事業計画（案）

法教育推進委員長 植松和宏

<活動方針>

法教育推進委員会では、区内小中学校において児童生徒を対象とした法教育の出前授業や、公共図書館などの文教施設において一般区民を対象とする法教育を前提とした講演会の継続化・恒常化を図っていきます。また、東京会法教育推進特別委員会や他支部の法教育担当との連携を深めるとともに、法教育担当講師の養成や行政書士による法教育活動の周知を目指していきます。

<活動計画>

●支部法教育の周知を図るためアプローチ

対 象：練馬区教育委員会合同校長会など

時 期：未定

●法教育出前授業の実施

対 象：区内公立学校の児童及び生徒

時 期：年度内に2回を予定

●法教育講演会の実施

対 象：区立図書館の利用者

時 期：年度内に2回を予定

●法教育に関する情報収集

対 象：東京会・他支部の法教育担当との意見交換、法教育授業見学、法教育講師の養成、区内文教施設への接触、「法と教育学会」「図書館大会」など法教育に関するイベントへの参加

時 期：年2回程度

●委員会の開催

年2回の会議を予定

令和3年度 空家対策推進委員会 事業計画（案）

空家対策推進委員会委員長 津田 陽一

基本方針 協定締結の練馬区主催セミナー・相談会への参加及び東京会空家対策特別委員会が支部で開催するセミナー・相談会を共催することにより行政書士の知名度を向上させ、今後の業務拡大に繋げる。

●練馬区と締結した協定内容の推進

- ① 練馬区が実施する空家セミナー及び個別相談会への参加
- ② 練馬区が実施する協定締結6士業共同空家問題相談会への参加
- ③ 練馬区みどりのまちづくりセンターによる空家活用相談会への参加
- ④ 区内に所在する空家等の所有者等からの相談対応
- ⑤ 区から空家等に関する協力の要請があった場合の専門家の派遣
- ⑥ 区及び支部のホームページや区作成のリーフレット等により区民への周知。
- ⑦ 空家の有効活用、適正管理等に関して所有者等に対し区と相互に協力して意識啓発に努める。
- ⑧ 区と空家等の適正管理、発生の未然防止、有効活用等のため空家等に関する取り組み等の情報を共有する。

●活動計画

- ① 委員会の開催
- ② 練馬区からの依頼による区民からの相談対応
- ③ 空家問題に関する研修会への参加
- ④ 空家問題の調査、研究
- ⑤ 支部ホームページに空家セミナー・相談会開催のお知らせ、結果報告等の掲載
- ⑥ 東京会の空家問題支部担当者会議への出席
- ⑦ 東京会空家対策特別委員会が支部で開催する空家セミナー・相談会の共催や協力

第4号議案
令和3年度 予算(案)(自令和3年4月1日～至令和4年3月31日)

収入の部 (単位:円)			
	項目	金額	備考
1	本部交付金	1,699,200	600円×12か月×236人
2	本部助成交付金	400,000	無料相談補助金 支部活動助成金等
3	支部会費収入	1,203,600	6,000円×236人×85%
4	懇親会収入	430,000	新年懇親会 支部懇親会会費等
5	研修会収入	150,000	研修部研修会収入
6	雑収入	30,000	祝い金 講師謝金等
	合計	3,912,800	
支出の部 (単位:円)			
	項目	金額	備考
1	総会費(総務部)	250,000	支部総会開催費
2	会議費(総務部)	650,000	代議員東京会総会出席費用 支部役員会開催費 総務部会開催費等
3	懇親会費(総務部)	700,000	新年懇親会開催費 支部懇親会開催費 来賓土産代等
5	通信費(総務部)	100,000	支部総会 支部懇親会 新年会等の案内はがき代等
6	東京会ソフトボール大会費(総務部)	50,000	東京会主催ソフトボール大会出場関係費
7	消耗品費・雑費(総務部)	60,000	総会・役員会資料等作成費 振込手数料 事務用品等
8	支部長事務所経費(総務部)	36,000	支部長通信事務作業費(3,000円×12か月)
9	渉外費(総務部)	130,000	他土業会合等参加費 新年挨拶回り 商工会議所年会費等
10	研修費(研修部)	404,600	新人研修会 業務研修会開催費用 講師謝金 会議費 交通費等
11	広報・IT費(広報部)	422,200	支部報「ベガサス」発行費 サイト維持管理費 メルマガ作業費 取材交通費 区役所掲示板費用等
12	社会事業費(社会事業部)	697,300	講演会・無料相談会開催費用 相談員交通費 講師謝金 会議費等
13	暴排対策費(暴排委員会)	218,000	暴力団等排除対策研修会開催費 案内通信費 交通費等
14	法教育費(法教育推進委員会)	120,000	法教育講演会開催費 講師謝金 会議費 交通費等
15	空家対策費(空家対策推進委員会)	146,000	空家対策セミナー・相談会等出席交通費 会議費等
16	会計業務費(会計部)	110,000	支部会計決算業務費 支部会費・未納会費請求業務費 会議費等
17	慶弔費	30,000	お祝い金 弔慰金等
18	予備費	230,000	支部活動にかかわる予備費用(内、20万円は支部70周年記念事業準備費として)
	合計	4,354,100	
	収支差額	▲ 441,300	収入の部合計(3,912,800円)－支出の部合計(4,354,100円)
	前年度繰越金	6,782,482	
	次年度繰越金予測	6,341,182	

第5号議案

支部細則改定の件

今般のコロナ禍において多人数が集まる必要のある定時総会等の開催が困難な状況が発生し、当支部においても、昨年度定時総会の極小規模開催を余儀なくされた。この様な状況が今後も起こりうることを鑑み、東京都行政書士会本会よりの指導要請を受け、当支部細則を第5号議案資料1の様に改定する案を上程する。

第6号議案

支部長・役員改選の件

本年度は支部長他支部役員の改選年度に付き、役員選任規則第5条の規定に基づき、令和2年12月1日当支部ホームページにて支部長候補者募集の告示がなされ、支部長候補立候補者の応募を受け、令和2年度当支部代議員を構成員とする支部長候補者選考委員会を令和3年2月10日開催し、下記の様に支部長候補が選出されたので、役員選任規則第4条の規定に従い、本総会にて表決を行う。

記

支部長候補者 橋本敏浩 会員

副支部長、理事については、役員選任規則第6条により本総会にて選出された支部長と総会議長に指名された5名以内の選考委員により選考し承認される。監査については総会によって選任された5名以内の選考委員により選任され、本総会で承認される。

第7号議案

令和3年度 支部代議員選出の件

支部細則第16条に基づき、東京都行政書士会練馬支部の代議員を支部会員の中から下記の者を選出する案を上程する。

記

代議員選任案

(登録順、敬称略)

古屋亨、齊藤亘、寺本勝彦、岸恒雄、植松和宏、三上陽三ゲオルク、津田陽一、時田薫、山崎八九生、柴崎理佳、進藤馨、堀井博綱、橋本敏浩、林広太郎、榎本晃、今井崇雄、但木徳枝、石井則子、津嶋健、倉本辰也、酒井玲子、上田節子、本橋秀次、鈴木正子

東京都行政書士会練馬支部 支部細則新旧対照表(案)

第5号議案 資料1

改正後（新条文）	現行（旧条文）
<p>第19条（総会） 支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。 2. 定時総会は、毎年4月25日までに開き、臨時総会は必要に応じ開くものとする。 3. 支部長は会員総数の3分の1以上の会員から招集の理由及び議案を記載した書面を提出して総会招集の請求があった時は、請求のあった日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。 4. 支部総会は、個人支部会員総数の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 5. 前項の出席者数の算定にあたっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該個人支部会員の数を参入する。 6. 支部の役員数の過半数が、天災その他不可抗力又は感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態等により、個人支部会員が当該支部の総会に出席することが著しく困難であると決定した場合は、個人支部会員は、電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により支部の総会に参加することができる。電子情報処理組織を利用して音声と映像を送受信する方法により参加した個人支部会員は、支部の総会に出席したものとみなす。</p>	<p>第19条（総会） 支部総会は、定時総会及び臨時総会とする。 2. 定時総会は、毎年4月25日までに開き、臨時総会は必要に応じ開くものとする。 3. 支部長は会員総数の3分の1以上の会員から招集の理由及び議案を記載した書面を提出して総会招集の請求があった時は、請求のあった日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。 4. 支部総会は、個人支部会員総数の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 5. 前項の出席者数の算定にあたっては、「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該個人支部会員の数を参入する。 (新設)</p>
<p>附則 1. この支部細則は平成8年4月13日から施行する。 2. この支部細則は平成9年4月1日から変更し施行する。 3. この支部細則は平成16年4月23日から変更し施行する。 4. この支部細則は平成19年4月20日から変更し施行する。 5. この支部細則は平成21年4月1日から改正し施行する。 6. この支部細則は平成22年4月20日から改正し施行する。 7. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。 8. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。 9. この支部細則は平成30年4月20日一部改正し、平成30年7月30日より施行する。 10. この支部細則は令和3年4月23日の支部総会で議決し、一部改正し、令和3年月日の本会会長の承認日より施行する。</p>	<p>附則 1. この支部細則は平成8年4月13日から施行する。 2. この支部細則は平成9年4月1日から変更し施行する。 3. この支部細則は平成16年4月23日から変更し施行する。 4. この支部細則は平成19年4月20日から変更し施行する。 5. この支部細則は平成21年4月1日から改正し施行する。 6. この支部細則は平成22年4月20日から改正し施行する。 7. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。 8. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。 9. この支部細則は平成30年4月20日の支部総会で議決し、一部改正し、平成30年7月30日の本会会長の承認日より施行する。 (経過措置)</p>
<p>※改正理由 第19条 総会へのオンライン参加を追加</p>	<p>10. この支部細則施行の時点において、現に幹事として就任している者については、第10条第1項第3号に規定する理事と読み替えるものとし、任期は、平成31年4月の定時総会終了の時までとする。</p>